

日本書紀の白猪史関係記事

一、白猪史関係記事研究の現状

白猪史に関する「日本書紀」の記事は、欽明紀・敏達紀と天武紀に見える。天武紀には十三年十二月癸未条に、大唐学生白猪史宝然の帰朝を記すのみである。これに反し欽明紀の二条と敏達紀の一条は、白猪史の祖胤津の行動を示すとともに、白猪屯倉の設置や経営にもふれているので、広く紹介されている。白猪屯倉は、「書紀」に記載された多数の屯倉のなかで、最も著名な屯倉とも言うことができ、関係する研究も多い⁽¹⁾。

従来の諸論考を見ると、「書紀」の記事から直接に事実を求めようとするものが多く、史料批判の手続が完了している研究は見当らない。言うまでもなく、「書紀」は編纂により成立した記録であるから、記事事項から直に事実を認定することはできない。「書紀」自体の研究が必要である。坂本太郎氏は、このような研究の欠陥を、二〇年以上前に指摘しておられるが、その状況は未だに改善されていないと思われる⁽²⁾。

「日本書紀」の史料批判は、江戸時代の先駆的業績に続き、津田左右吉以後本格化するが、戦前・戦中の弾圧により中絶したまま、今日

* 水野 柳太郎

に至るまで発展を見ない。津田の成果は、伝説的ともいえる大きな評価を受けているが、なお不十分なものである。その方法は、「書紀」の記事の実否を、いわば主観的に判定し、真实性を否定した記事と、「書紀」編者の造作や潤色とするものと言えよう。記事の原史料の推定も、内容からの推定に止まり、造作や文飾が原史料にもとづくか、編者によるものかの判別がないことも多い⁽³⁾。

「書紀」の史料批判に、新しい方法を提示されたのは、福山敏男氏であった。福山氏の「飛鳥寺の創立に関する研究」⁽⁴⁾は、「書紀」と「元興寺縁起」の双方の記事を比較し、共通する原史料の存在を明かにしておられる。この方法は有効で、筆者も教示を得て実施したことがある⁽⁵⁾。しかし福山氏も、「元興寺縁起」に比較の対象がない「書紀」の記事については、津田と同様な方法に止まっておられる。「書紀」の記事を史料とする研究の結果が多岐に分れ、未だに一致することが少ないのは、史料批判が完徹しておらず、事実認定の判断基準に客観性がないことによると考えられる⁽⁶⁾。

白猪史にふれる多数の研究のうち、史料批判に関しては、井上光貞氏が関係記事四条を、「白猪史の家伝」から出たものとされたのが定説であり、井上氏の見解を否定し、史料批判の必要を強調した榮原永

遠男氏⁽⁸⁾や、栄原氏の所論をさらに批判した角林文雄⁽⁹⁾・笹川進二郎⁽¹⁰⁾両氏にまで影響している。

残念なことに、上記の諸論考の史料批判には次のような欠陥がある。第一に、考察の対象とする記事を、過不足なく「書紀」から抽出する作業が、充分に実施されていないことである。「書紀」に配列された記事の中から、最低限形式・要素・内容の三点から、関係記事を主観を混えずに撰択するべきである。その上で、今一度「書紀」の配列の中に戻し、作業結果の必然性と客観性を明示する必要がある。同一の材料から採録された一連の記事となし得る特殊性を、「書紀」編者の原則・態度などと考え合わせ確認しなくてはならない。

第二に、「書紀」編纂の材料となった原史料を比定し、成立年代と作者・成立の理由と目的・著述の主張と態度などを明確にするべきで、「白猪史の家記」とする程度では不十分である。この際には、広く傍証を求めることが必要で、同じ「書紀」の内にのみから傍証を得ようとするのでは、正当な研究とは言えない。同時に、原史料の性格が、「書紀」編者により、材料として採録される種類のものであることを明確にしなくてはならない。紀氏のような明証がある場合を除き、記事関係者の一族の者が、「書紀」編纂に参加していた可能性を憶測するのは無意味である。

第三に、「書紀」の記事に造作・改変・附加などを示す語句が認められる場合、それがすでに原史料に存在していたものか、「書紀」編者の手によるものかを判別し、原史料の姿を復原しなくてはならない。事実を誤認させる造作・改変・附加と、除去しても意味が変らない美辞麗句による文飾とは明瞭に区別されるべきで、内容を限定しない潤色のような曖昧な用語は、適格な表現ではないことに留意する必要がある。

上記の史料批判の結果、復元された原史料について、内容の判断による事実の確認が始めて可能になる。確認された事実を解釈し、考察を行うのは更に次の段階である。段階的に実施されるべき作業が、区別されずに実行されたための誤解も、従来見受けられるところである。これまで、具体的な研究の方法論は、ほとんど議論されていない。空理空論と排拆され、実践が重視されていたのであろうか。方法論の確立なくしては、実証史学とすら称し得ないと考えられる。

ここに述べた方法は理想論であって、筆者自身もその要求に耐え得るとは思わないが、可能な範囲での努力を欠くことはできない。「書紀」の記事のほとんどは、このような方法を実施できないものである。しかし、それを理由に、史料批判が不要であるとは言えない。僅かな事例ではあっても、徹底した史料批判を行うことにより、その積重ねによって、「書紀」の記事を利用する場合の一般的原则が成立する。史料批判の結果にもとづき確認される事実が、先行学説と一致するとしても、両者の質的な差は甚大である。

白猪史の関係記事は、史料批判に必要な関連史料も多く、かなり徹底した検討が可能な例である。またその範囲も、先学の追求によってほぼ浮び上っている。本稿では先行学説の成果を参照しながら、「日本書紀」の中から、関係記事抽出の作業を、まず実施することとした。

二、白猪史関係記事の抽出

白猪史関係記事として、「日本書紀」から抽出したものは、次の九条である。まずその本文を掲げ、次いで先行学説を回顧したい。

- (A) 欽明紀十四年七月甲子条
秋七月辛酉朔甲子。幸樟勾宮。蘇我大臣稻目宿禰、奉勅遣王辰爾、

数録船賦。即以壬辰爾為船長、因賜姓為船史。今船連之先也。

(B) 欽明紀十六年七月壬午条

秋七月己卯朔壬午。遣蘇我大臣稻目宿祢・穗積磐弓臣等、使于吉備五郡、置白猪屯倉。

(C) 欽明紀十七年七月己卯条

秋七月甲戌朔己卯。遣蘇我大臣稻目宿祢等、於備前兒嶋郡、置屯倉。以葛城山田直瑞子、為田令。田令。此云陀豆歌比。

(D) 欽明紀三〇年正月辛卯朔条

春正月辛卯朔。詔曰。量置田部、其来尚矣。年甫十余、脱籍免課者衆。宜遣胆津、胆津者、手辰、胆津之弟也。檢定白猪田部丁籍。

(E) 欽明紀三〇年四月条(前条(D)に続く)

夏四月。胆津檢關白猪田部丁者、依詔定籍、果成田戸。天皇嘉胆津定籍之功、賜姓為白猪史。尋拜田令、為瑞子之副。瑞子上皇。

(F) 敏達紀元年五月丙辰条(五月壬寅朔条に続く)

丙辰。天皇執高麗表疏、授大臣、召聚諸史、令說解之。是時、諸史於三日内、皆不能說。爰有船史祖王辰爾、能奉說解。由是、天皇与大臣俱、為讚美曰。勤乎辰爾、懿哉辰爾。汝若不愛学、誰能說解。宜從今始、近侍殿中。既而、詔東西諸史曰。汝等所習之業、何故不就。汝等雖衆、不及辰爾。又、高麗上表疏、書于鳥羽。字隨羽黑、既無識者。辰爾乃蒸羽於飯氣、以帛印羽、悉写其字。朝廷悉異之。

(G) 敏達紀三年十月丙申条

十月戊子朔丙申。遣蘇我馬子大臣、於吉備国、增益白猪屯倉与田部。即以田部名籍、授白猪史胆津。

(H) 敏達紀三年十月戊戌条(前条(G)に続く)

戊戌。詔船史王辰爾弟牛、賜姓為津史。

(1) 敏達紀四年二月壬辰朔条

二月壬辰朔。馬子宿祢大臣還于京師、復命屯倉之事。

この九条のうち、(B)欽明紀十六年七月壬午条・(D)同三〇年正月辛卯朔条・(E)同年四月条・(F)敏達紀三年十月丙申条の四条は、井上光貞氏が「部民史論」において、「いずれも田令となった白猪史の功績を録したものであるが、モチーフの一貫している事、同族の船史にも別の一貫した説話が収録してある事などを見ると、それは白猪史の家伝から出、書紀の編者によって切斷編纂されたものである。」としておられる。「白猪史の家伝」の範圍を「白猪」の二字が記された四条に限定されたのは、客観性を重視する井上氏の学風を示すものではあるが、船史の場合は検討不足である。船史の説話の該当記事は指摘されていないが、「船史」の二字がある内の(A)欽明紀十四年七月甲子条と(F)敏達紀元年五月丙辰条を含むことに違いはあるまい。

この二条の主役は、船史の祖王辰爾であるが、「日本書紀」の編纂と併行する時期の「船王後墓誌」には、

惟船氏故王後首、是船氏中祖王智仁首兒、那沛古首之子也。

とあって、「船氏中祖王智仁」としている。しかし、「続日本紀」延暦九年(七九〇)七月辛巳条には、津連真道等の上表により、改姓して菅野朝臣が与えられたとあり、上表の文章にも「書紀」を引用して「辰尔」としている。一方、翌延暦十年(七九一)正月癸酉条には、葛井連道依・船連今道等の、

葛井・船・津連等、本出一祖、別為三氏。而今津連等、幸遇昌運、先賜朝臣。而道依・今道等、猶滞連姓。(中略)伏望、同沐天恩、共蒙改姓。

と言う奏言が記されていて、葛井連(白猪史の後)道依等に葛井宿祢、船連(船史)今道等に宮原宿祢、津連(津史)吉道等に津宿祢、津連巨

都雄等に中科宿祢が与えられた。この時に改姓されたひとびとは、真道と同族の津連もいるから、菅野朝臣となった真道の上表を、熟知していたと考えられる。

延暦十八年(七九九)に諸氏に本系帳の提出が命ぜられ、それをもとに『新撰姓氏録』が編纂され、弘仁六年(八一五)最終的に完成した。この『姓氏録』右京諸蕃下百濟には、

宮原宿祢

菅野朝臣同祖。塩君男智仁君之後也。

船連

菅野朝臣同祖。大阿郎王三世孫智仁君之後也。

と、船史の後裔は、直接の祖を「智仁君」として本系帳を提出していたことを示している。

「王智仁」と「智仁君」が「王辰爾」に比定できることは、狩谷棧齋や井上氏が示されたところであるが、この用字の差は、同系三氏の所伝の差であると考えられる。船史の系統は一貫して「智仁」としてゐるから、船史の「祖王辰爾」が見える記事でも、単純に船史の所伝として、「白猪史の家伝」と区別するべきではない。

(D)欽明紀三〇年正月辛卯朔条には分註があつて、「胆津者王辰爾之甥也」とするから、「白猪史の家伝」とされた四条に、王辰爾の名が見える記事が関係することを示している。この分註が『書紀』編者の加えたものであつても、編者が関係するとした判断は無視するべきではなく、一応の検討は必要である。

栄原永遠男氏は、従来の四条に加えて、(C)欽明紀十七年七月己卯条と(I)敏達紀四年二月壬辰朔条を考察の対象とし、二種の原史料から成るとしておられる。(C)の「葛城山田直瑞子」は、(E)欽明紀三〇年四月条に「瑞子」と氏姓が省略されている上に、「瑞子見上」との分註が

附けられている。後の(E)で氏姓が省略されているのは、一連の原史料の中で続けて記されていた時に生じ易いし、この(B)と(E)には栄原氏が『書紀』には他に所見がないとされた「田令」が共に記されているから、人名と用語に関係が認められる。(I)は、馬子が都に帰り、屯倉の事を天皇に復命した記事であるから、その派遣をこの条の前に求めると、(C)敏達紀元年十月丙申条の結果となる。ここでも、(C)に「蘇我馬子大臣」とあるのが、(I)では氏を省略して「馬子宿屯大臣」となつていて、(B)と(E)の場合に類似している。(B)と(I)も白猪史関係記事に加えるが、六条の記事を二種に分け得るであろうか。

栄原氏も別系統として示されたのであるが、敏達紀十二年是歳条に、「日羅等行到吉備兒嶋屯倉」とある。十二年条の全体、七月丁酉条以下が日羅の来朝記事である。白猪史のみならず船史・津史との関係も示されておらず、(B)の「備前兒嶋郡置屯倉」と「吉備」と「備前」の用字も異なるので除外する。

角林文雄氏は、王辰爾の名が見える(A)欽明紀十四年七月甲子条・(F)敏達紀元年五月丙辰条・(I)同三年十月戊戌条の三条を加えておられる。前記のように、(D)欽明紀三〇年正月辛卯朔条には、分註により王辰爾との関係が記されているから、(A)と(I)については妥当な処置である。しかし、(F)は欽明紀三二年四月乙酉条から、敏達紀元年七月条にかけての高麗使節来朝記事の一部にもなっているから、どちらの系統に属するか判別の必要があるけれども、その検討はなされていない。

なお角林氏は、(C)に続く欽明紀十七年十月条に、

冬十月。遣蘇我大臣稻目宿祢等、於倭国高市郡、置韓人大身狭屯倉言韓人者、高麗人、為小身狭屯倉田部。是即、以韓人部、高麗人、為田部。故因、為屯倉之号也。・紀国置海部屯倉。一本云。以加加韓人、為大身狭屯倉田部。

とあるものもあげておられる。その理由は、この条の書き出し「遣蘇

我大臣稱目宿祢」が、(B)欽明紀十六年七月壬午条と(C)同十七年七月己卯条に一致し、三者とも屯倉設置の記事であり、また半島系移民が関係しているの三点である。角林氏が指摘されたほかに、(C)との間に分註の存在という共通点もある。

しかしこの条には日付十支がなく、(B)と(C)にはあるという形式の不一致がある。また、屯倉設置という共通点は、かなり安易に設定されていて、記事の要素が異なっている。この条には、屯倉と田部の設置を記すが、(C)には屯倉の設置と田令の任命があり、(B)自体には田部も田令もなく、(D)欽明紀三〇年正月辛卯朔条と(E)同年四月条に至り、既設の田部の検定・検閲と田令の任命を記している。この条には田令の任命がないのに、同種の記事と言えようか。半島系移民の関与の意味も曖昧で、(C)には見えない上に、この条では支配される田部、(E)では支配する田令となるから、二条の記事は性格上大差がある。

杜撰な類似点の指摘の結果、角林氏はこの条と安閑紀の屯倉関係記事は、国を単位として記載されているとして、全てが推古紀二八年是歳条に見える「国記」から出たとおられる。安閑元年紀の諸条は屯倉設定の由来が詳しい特色を持ち、同二年五月甲寅条は諸国の屯倉設定以外の記事がなく、同年九月丙午条には「屯倉之税」の管掌者を記すのみで、相互に、また欽明紀の三条との間に、内容と形式の一致がなく、同一の材料から同時に採録されたことを示す徴証がない。もしこれらの全てが「国記」の記事を示すとすれば、聖徳太子と大臣蘇我馬子が共議して録した「国記」に、形式と内容を統一する方針すら無かった事になる。そこに(A)から(F)に加えて欽明紀十七年十月条を加えた十条が含まれていたとは断定できず、角林氏のように信頼性が高いとも評価できない。

さらに角林氏は、「姓氏録」河内国皇別記、

大戸首

阿閉朝臣同祖。大彦命男比毛由比命之後也。謚安閑御世、河内国日下大戸村造立御宅、為首仕奉行。仍賜大戸首姓。過本紀漏とある記事の「謚安閑」以下「大戸首姓」までと、左京神別上に、小治田宿祢

石上同祖。欽明天皇御代、依墾開小治田鮎田、賜小治田大連。

と見える「欽明天皇」以下とを、「国記」の逸文としておられる。安閑紀と欽明紀の屯倉関係記事が「国記」を材料とするしながら、その時期とするなお二条の逸文があるとするのは自家撞着ではなからうか。「国記」から氏族伝承が出たとする過程の説明もなく、「国記」を見て本系帳を製作したとすると、「姓氏録」所載の一八二氏中の二例にしか過ぎない理由は如何であろうか。この二条は、それぞれの氏姓の由来を簡潔に記したのか、「姓氏録」抄本の抄出過程で省略されたため、極限された要素が示されているので、形式が一致したのである。形式の観点は重要であるが、要素や内容と併せて考察すべきであって機械的に取扱ってはならない。上述の疑問は、角林氏が屯倉設置記事と賜姓記事を区別しておられないことから生じている。

欽明紀十七年十月条は、その前条に(C)同年七月己卯条があり、(B)十六年七月壬午条に近く、この三条が欽明紀に設置が見える屯倉の全てであり、形式の一致も一部にはあるが全てに涉ることもなく、記事の要素や内容は(B)・(C)と異質である。一致点は同一の編者によって採録された為に生じ、相違点は材料と時期を異にして採録された為に生じたと考えられるので、この条は除外する。

笹川進二郎氏は、白猪屯倉と兎島屯倉とに関する史料として、(B)欽明十六年七月壬午条・(C)同十七年七月己卯条・(D)同三〇年正月辛卯朔条・(E)同年四月条・(F)敏達紀三年十月丙申条・(I)同四年二月壬辰朔

条と、日羅来朝記事の敏達紀十二年是歳条をあげておられる。⁽²²⁾最後の敏達紀十二年是歳条を除外する理由は前に述べた。また、王辰爾一族の史料として、(A)欽明紀十四年七月甲子条・(F)敏達紀元年五月丙辰条・(H)同三年十月戊戌条と、皇極紀四年六月己酉条に、

蘇我臣蝦夷等臨誅、悉焼天皇記・國記・珍宝。船史惠尺即疾取所
焼国記、而奉献中大兄。

とある記事掲げておられる。最後の条は、王辰爾に直接関係するものではなく、「書紀」の船史関係記事を網羅するものでもないから、角林氏の説を受けて、船史が「国記」編纂に関与していたとする挙証にのみ用いられている。王辰爾の用字は、上に述べたように、船史自体が伝えたものではないから、推古紀以下の船史に関する記事と共にこの記事も除外する。

三、九条の記事の特殊性

「日本書紀」に記載された白猪史に関する記事は、前節で検討したように、欽明紀の五条と敏達紀の四条、計九条である。先説の指摘を回顧しながら、用語・分註・要素・内容の四点を中心にして抽出した。この九条の記事は欽明紀と敏達紀に分載されるが、両紀の中で、同一編者により、同一時期に、同一の材料を、同時に切断して編年配列されたと考えられる特殊性を示している。角林文雄氏が指摘しておられる⁽²⁴⁾(B)欽明紀十六年七月壬午条と(C)同十七年七月己卯条の「遣蘇我大臣稻目宿祢」は、(C)に続く十月条にもあり、(G)敏達紀三年十月丙申条に「遣蘇我馬子大臣」とあるのを含めて、同じ編者が近い時期に採録して記載形式を統一して挿入した可能性を示し、同じ材料から出たかと推測させるものである。(A)欽明紀十四年七月甲子条に「賜姓為船史」とある形式は、(E)欽明紀三〇年四月条の「賜姓為白猪史」と(H)敏

達紀三年十月戊戌条の「賜姓為津史」にもあり、上例と同じ性格のものである。

この三例は欽明紀と敏達紀には他の例を見ないが、屯倉関係記事が上記四条、賜姓記事も上記三条に限られるので、「書紀」の他巻にも例があるから、編者が記事を立てる時に形式を統一したとするのが妥当である。しかし、一連の原史料の作者が、その著述に当り形式を統一しており、その形式が「書紀」編者の形式と一致していたので、原史料の形式が「書紀」に表われている可能性がない訳ではない。

「日本書紀」の編纂方針が形式の面で最も顕著なのは、坂本太郎氏が指摘しておられるように、年時の記し方である。⁽²⁵⁾敏達紀に例をとると、「三年夏五月庚申朔甲子」のように、年・四季・月・月朔干支・日付干支の順により、年を除く一部あるいは全部を省略することもある。しかし一般には、金石文を含む八世紀以前に成立した史料が、成立年代より見て過去の年時の事項を記述するとき、日付まで記すことは希である。

「書紀」・「統紀」と同内容の記事もある「家伝」を例にとると、鎌足伝と貞懸伝には死亡の日付のみ、武智麻呂伝には誕生と死亡の前日および火葬の日付しか記載されていない。「書紀」に引用されて日付がある「百濟記」・「百濟新撰」・「百濟本紀」や、「南天竺婆羅門僧正碑序」・「唐大和上東征伝」・「万葉集」の巻五から巻八と巻十七から巻二〇などは例外である。百濟に関する記録のほかに、日次記の形になって以後の政府の記録や、個人の日録風の手記・日記による以外の「書紀」の記事の材料に、日付が記されており、それによって記事を立てた例は希であったと考えられる。

「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」には、四例の日付がある。縁起部分の冒頭と末尾に、推古朝の「歳次癸酉正月九日」あるいは「元日」

とする日付⁽²⁶⁾があり、推古紀では二五年に相当するが、『書紀』に採録されていない。この日付を含む部分は前後共に後世の附加と考えられるので、『書紀』編者が見た原史料には無かったのであろう。次に文中に敏達朝とする「乙巳年二月十五日」⁽²⁷⁾は、敏達紀に「十四年(乙巳)春二月戊子朔壬寅(十五日)」とし、同じ内容の記事を掲げている。最後の「丈六光銘」には、推古朝の「十三年歲次乙丑四月八日戊辰」と戊辰年の「明年己巳四月八日甲辰」の二例がある。⁽²⁸⁾『書紀』では十三年の銘文の内容を「十三年(乙丑)夏四月辛酉朔(一日)」の条に掲げ、戊辰年の内容をも含めている。「明年己巳」は十七年己巳に当るが、「十四年(丙寅)四月乙酉朔壬辰(八日)」に置いている。「十三年歲次乙丑四月八日戊辰」を「辛酉朔」に誤る理由は考えられない。「辛酉朔」に続くはずの「戊辰(八日)」が、編纂途上の過失、あるいは後世の誤写によって脱落したと考えられる。「明年己巳四月八日甲辰」以下について福山敏男氏は、「明年」の前に「戊辰年」とあるのを編者が見逃し、その前の十三年(乙丑)の翌年と考え、「四月八日甲辰」の干支を「夏四月乙卯朔壬辰」と改めたとしておられる。⁽²⁹⁾しかし、編者が材料とした原史料には「戊辰年」が脱落していたので、その年の事項を十三年に連記して、十四年に相当するよう日付干支を改めたとするのが、素直な解釈ではあるまいか。推古紀の三条が、寺院系統の材料の日付により『書紀』の日付が立てられたことを示す僅かな例である。

古代史料の一般例から考えると、明証がある『書紀』の日付の外には、材料に日付がない時にも、神武紀即位前紀や元年の干支による年次表記のように、編者の判断を根拠として附せられた日付がかなり多いのではないかと推測される。背古真哉氏の示教によると、『書紀』の日付干支は月の前半に偏ることが多く、人為的操作の結果と思われる

傾向を示している。この観点からすると、日付干支の記載の傾向も九条の記事の特殊性を示していると考えられる。(A)から(C)まですべて七月である上に、その(A)甲子(三日)・(B)壬午(四日)・(C)己卯(六日)の三千支は、編者の癖を示すもののように見える。

九条の内日付干支がないのは、先にもふれたが(E)欽明紀三〇年四月条のみで、是月・是歳とする条もない。日付干支がある記事の比率は、欽明紀(A)から(E)までの五条中に四条あって八〇%、敏達紀(F)から(I)までの四条の全てで一〇〇%、合計すると九条中の八条で八八・九%に上る。前天皇紀と併出する記事がある即位前紀と太歳干支の記事を除くと、巻十九欽明紀には記事九四条あるが、日付干支があるのは三三条で、三五・一%に過ぎない。巻二〇敏達紀はやや傾向が異なっていて、四二条中二四条に日付干支があるが、五七・一%に止り、合計すると一三六条中の五七条で四一・九%となる。一部の季月や日付干支が脱落した場合、その発見にはほとんど不可能であるから、これを考慮すると全体の日付干支記載率は高まりはするが、(A)から(H)までの九条中八条にある日付干支は、両天皇紀の中では特異な傾向を示している。

日付干支がない(E)欽明紀三〇年四月条は、「夏四月」と四季を記し(D)同年正月辛卯朔条に続くが、この年に他の記事はない。年内に二条しか記事がない例は、欽明紀の三例のみで、敏達紀にはない。僅かな例ではあるが、十二年は「春三月」と「是歳」の二条、二二年は月日不載と是歳の二条である。二例とも前後の記事にそれぞれ関係がある点は三〇年と同様であるが、二二年は月日の脱落かも知れないけれども前条に干支があり後条に月名があるのは、三〇年の例のみであってやはり特殊といえる。

九条の記事のうち、同月中に二条の記事があるのは、敏達紀に集中

し、元年五月壬寅朔条には(F)丙辰条が続き、(G)三年十月丙申条には(H)戊戌条が続き、(I)四年三月壬辰朔条には乙丑条が続いている。敏達紀の四条が全て含まれ、欽明紀十例と敏達紀七例の合計十七例のうち、三例に関係がある。欽明紀十例のうち、前条に日付干支があるのは七例で、後条にもあるのはそのうち四例である。後条の残りの六例は全て是月である。日付干支の記載率は、前条にあるもの七〇%、前後条にあるもの四〇%で、是月は六〇%になる。敏達紀七例では、前条全てに日付干支があり一〇〇%、前後条にあるものは五例で七一・四%、是月は二例で二八・六%である。(F)から(I)を含む三例では、全てに日付干支があり、記載率は前条、前後条とも一〇〇%で、是月は〇%となる。敏達紀の中のみを見てもかなり特異である。

同月二条の例も、前後の二条に何等かの点で関係する記事が多い。無関係が明瞭な例は、欽明紀十五年正月で、甲子条は敏達立太子、丙申条は百濟使節の記事である。欽明紀三二年四月壬辰条は天皇の発病、是月条は死亡、八月丙子条は新羅使節の発哀、是月条は帰国で、同月二条十例中三例までが天皇自身に関する記事を含んでいるから、特殊な記事が多いと言えよう。欽明紀二三年六月条は新羅彈劾の詔、是月条は馬飼首の処罰の記事で関係はないが、翌七月にも二条があり、連月各二条の例は他になく、己巳朔条は新羅貢調、是月条は新羅攻撃の記事で、共に六月条と関係するから、配列上の要請から生じたのであろう。

敏達紀でも同様の傾向で、元年四月甲戌条は即位、是月条は造宮と大連・大臣の確認、四年三月甲子条は立后、是月条は立妃と、天皇に関係する三例がある。これらは「帝紀」から採られた可能性がある。十四年二月壬寅条の日付干支は、上述のように原史料から取られた例の一である。二月辛亥条は、現在の「元興寺縁起資財帳」には該当部

分がなく、仏法伝来の記載後にある記事とはば一致していて、「書紀」では欽明紀十三年十月条の後半にある記載を再録するような形であり、続く三月丁丑条と丙戌条も、「縁起資財帳」に内容は見えるが日付はない。「書紀」編者が材料とした原史料は、上でも見たように現行の「元興寺縁起資財帳」とは異なる記載をもったらしいから、確言はできないが、二月辛亥条と三月丁丑条・丙戌条の三条の日付干支は、「書紀」編者によって附加された可能性があり、二月と三月の同月二条の例は、同一の材料から採録されたものである。

同月二条の例は、「書紀」編者が同一材料から採録したものを含み、前後条に関係あるものが多い。編纂上の便宜や特別の必要がなければ、同月二条を避け、記事が空白になる月を減少させるように意図していたように思われる。年内二条の場合も同様に、年内に記事がないことを避けているのではあるまいか。年内二条や同月二条の記事は、特殊例であろう。

対象の九条の内の同月二条にもどると、(G)敏達紀三年十月丙申条と(H)戊戌条は、これまでの考察による白猪史関係記事で、同一材料から採録された可能性を持っている。敏達紀元年五月壬寅朔条は、高麗使節の關係記事で、(F)丙辰条は白猪史関係記事と見て来たが、先に述べたように、高麗の「表疏」も関係するから壬寅朔条と連続するとも思われるので改めて検討するが、二条が無関係ではない。

最後の(I)敏達紀四年二月壬辰朔条と乙丑条の關係は特異である。(I)壬辰朔条は、蘇我馬子が帰京し屯倉の事を天皇に報告した記事、乙丑条は百濟の進調が例より多かったとする記事で、両者に関係はない。また両条とも干支に問題がある。二月の朔は、推算によると元嘉曆・儀鳳曆共に丙申で、正月と四月の月朔干支から繰っても同様で、「壬辰朔」にはならない。また二月には「乙丑」はなく、正月または三月

に入る。

『壬辰朔』については、『増補六国史』日本書紀⁽³⁰⁾のように、本文を「丙戌朔壬辰」と改める見解が多かった。⁽³¹⁾『書紀』の編者が二月の月朔干支と七日(壬辰)の日付干支を求めた時、壬辰を月朔干支と誤って記載したと見るか、伝写の間に月朔干支が脱落した後、朔と壬辰を顛倒して写されたのが定着したとするかの理由であらう。しかし、原本にない誤脱を想定するのは、校合上不穩当である。編者の過失と考える場合、この記事が二月七日のことと断定する根拠もないから、月朔干支と日付干支の混同とするのみが解決ではなく、本文を改訂するのもやはり不穩当である。

編者の過失には今ひとつの場合が考えられる。この例を使うと、月朔が壬辰となる月に立てるべき記事を誤って四年二月に置いたとすることである。このような過失の例は欽明紀十四年の「五月戊辰朔」条にあって、(1)二月壬辰朔条に似た関連する是月条を伴う例である。十四年五月の朔は壬戌で、十三年には正しく「五月戊辰朔乙亥」がある。十四年五月戊辰朔条には、更に過失が重複しているらしい。漂着した樟木で吉野寺の仏像を造立した記事であって、これを前年五月に挿入すると、是月条を伴うから、他に例がない月間三条となる上に、十三年十月条の仏教伝来記事の前になると矛盾も起る。十四年五月朔の条を立てようとしたときの過失とするのが妥当なように考えられる。「壬戌朔戊辰」と干支を正しく記した伝本もない。『日本靈異記』上巻の「信敬三宝得現報縁第三」には、類似した内容の記述があり、後出の文献ではあるが、内容や用字に差違があつて、『書紀』⁽³²⁾ではなく、『書紀』と共通する原史料、吉野寺の縁起によつていふらしい。「靈異記」では説話の年代も異なり、「敏達天皇之代」となつている。もしこれを原型とすることができれば、敏達紀十四年五

月に立てようとした材料を、誤つて欽明紀十四年とし、更に干支を誤つたと考えられる。敏達紀十四年には記事が多く、上述の二月と三月の同月二条の例もあるが、五月には記事がない。このように考えるのは、穩当を欠くであらうか。

(1)壬辰朔条について、敏達紀四年前後に壬辰の月朔を求めると二年十二月にある。ここに移すのでは、(3)三年十月丙申条に馬子の派遣が見える前になつて矛盾する。再度の過失を重ねて想定するのは慎むべきであるが、三年十二月ならば正月を越えての帰京よりも無理はななく、他の記事も無いので、(3)条と同月の(4)戊戌条は、十一月条の十字を挟んで十二月の(1)条と並び、三条の関係も緊密になる。三年十二月の月朔干支を、二年十二月の壬辰と誤まつた後に、正当な位置ではなく四年二月に置いたとする憶測であるが、可能性が全く無い訳でもなく、類例ある仮説として提示しておきたい。

次に二月の乙丑条は、「己丑」とする伝本もないから改めないとする、正月は立后と立妃の記事の間に入り月間三条となるし、四月条は百濟への遣使で、続く六月条も新羅の進調が常例より多いとする類似の記事なので、『書紀集解』の見解を採用し、前に「三月乙丑朔」を入れるのが妥当であらう。二月壬辰朔条の誤りの原因を何に求めるにしても、三月の月朔干支が脱落した理由は、壬辰朔条の挿入によつて生じたことに問題はないと考えられる。

これまでに検討したように、欽明紀の(A)から(E)に至る五条と敏達紀の(F)か(I)に至る四条を、両紀の中に置くと、日付干支の記載率・年内二条の記事・同月二条の記事に加えて、月朔干支と日付干支の誤など、かなり特殊な様相を示していて、同一の材料から切断して、両紀に編年配列された可能性を強めることになつたと思われる。

欽明紀と敏達紀のみで見えた干支の記載や、年内・月間二条などにつ

いては、当然『日本書紀』の全巻についても考察するべきである。まだ十分に検討していないが、神武紀など古い年代を示す巻には日付干支の記載率が高く、天智紀以降には同月二条の關係がない記事や、三条以上の例が増すようである。これは『書紀』編纂者の巻ごとの分担を考へる上にも有効な調査であると考えられている。さらに月朔干支を含む日付干支の誤の成因も、本文校定や編纂手続をも考へながら、関連史料の検討も含めて、従来以上に追求するべきであると考えられている。

四、敏達紀元年五月丙辰条

さきに検討を留保した(F)敏達紀元年五月丙辰条は、欽明紀三一年四月乙酉条に始る高麗使節来朝の記事の一部にもなっている。この一連の記事は欽明紀三一年から敏達紀元年までの大部分を占め、同一の材料から採録されたと考えられる。その状態を示すため、關係外の条も含め、来朝記事に符号をつけると、次のようになる。

○欽明紀

卅一年春三月甲申朔。蘇我大臣稻目宿禰薨。

(F)夏四月甲申朔乙酉。幸泊瀬柴籬宮。越人江淳臣裙代、詣京奏曰。

高麗使人、辛苦風浪、迷失浦津、任水漂流、忽到着岸。郡司隱匿、

故臣顯奏。詔曰。朕承帝業若干年。高麗迷路、始到越岸。雖苦漂

溺、尚全性命。豈非微猷広被、至德魏魏、仁化傍通、洪恩蕩蕩者

哉。有司宜於山背國相樂郡、起館淨治、厚相資養。

(H)是月。乘輿至自泊瀬柴籬宮。遣東漢氏直糠兒・葛城直難波、迎召高麗人。

(I)五月。遣膳臣傾子於越、饗高麗使。傾子、此云、
有陀那子。大使審知膳臣是皇

華使。仍謂道君曰。汝非天皇、果如我疑。汝既伏拜膳臣、倍復足知百姓。而前詐余、取調入己。宜速還之、莫煩饋語。膳臣聞之、

使人探索其調、具為与之、還京復命。

(K)秋七月壬子朔。高麗使到于近江。

(L)是月。遣許勢臣猿与吉士赤鳩、発自難波津、控引船於狭狭波山、而裝飾船、乃往迎於近江北山、遂引入山背高城館。則遣東坂上直子麻呂・錦部首大石、以為守護、更饗高麗使者於相樂館。

卅二年春三月戊申朔壬子。遣坂田耳子郎君、使於新羅、問任那滅由。

(M)是月。高麗獻物并表、未得呈奏、經歷數旬、占待良日。

夏四月戊寅朔壬辰。天皇寢疾不予。皇太子向外不在。馭馬召到、引入臥内、執其手詔曰。朕疾甚、以後事屬汝。汝須打新羅、封建任那、更造夫婦、惟如旧日、死無恨之。

是月。天皇遂崩于内寝。時年若干。

五月。殯于河内古市。

秋八月丙子朔。新羅遣弔使未叱子消等、率哀於殯。

是月。未叱子消等罷。

九月。葬于松隈坂合陵。

○敏達紀(即位前紀略)

元年夏四月壬申朔甲戌。皇太子即天皇位。尊皇后、曰皇太后。

是月。宮于百濟大井。以物部弓削連守屋大連、為大連如故。以蘇我馬子宿禰、為大臣。

(*)五月壬寅朔。天皇問皇子与大臣曰。高麗使人今何在。大臣奉对曰。在於相樂館。天皇聞之、傷惻極甚、愀然歎曰。悲哉、此使人

等、名即奏聞於先考天皇矣。乃遣群臣於相樂館、檢録所獻調物、令送京師。

(F)丙辰。天皇執高麗表疏、授於大臣、召聚諸史、令說解之。是時、諸史於三日内、皆不能說。爰有船史祖王辰爾、能說說釈。由

是、天皇与大臣俱、為讚美曰。勤乎辰爾、懿哉辰爾。汝若不愛於學、誰能誦解。宜從今始、近侍殿中。既而詔東西諸史曰。汝等所習之業、何故不就。汝等雖衆、不及辰爾。又、高麗上表疏、書于烏羽。字隨羽黑、既無識者。辰爾乃蒸羽於飯氣、以帛印羽、悉寫其字。朝廷悉異之。

(イ)六月。高麗大使、謂副使曰。磯城嶋天皇時、汝等遼吾所議、被欺於他、妄分國調、輒与微者、豈非汝等過歟。其若我國王聞、必誅汝等。副使等自相謂之曰。若吾等至國時、大使顯濟吾過、是不祥事也。思欲偷殺而斷其門。是夕、謀泄。大使知之、裝束衣帶、獨自潛行、立館中庭、不知所計。時有賊一人、以杖出来、打大使頭而退。次有賊一人、直向大使、打頭与手而退。大使尚默然、立地而拭面血。更有賊一人、執刀急来、刺大使腹而退。是時、大使恐伏地拜。後有賊一人、即殺而去。明旦、領客漢坂上直子麻呂等、推問其由。副使等乃作矯詐曰。天皇賜妻於大使。大使違勅不受。無礼茲甚。是以、臣等為天皇殺焉。有司以礼收葬。

(ロ)秋七月。高麗使人罷歸。是年也太歲壬辰。

高麗使節の帰国で一応完結する記事であるが、敏達紀二年の全部と三年前半にも高麗使節の記事があり、これと関係する文言がある。

(イ)二年夏五月丙寅朔戊申。高麗使人、泊于越海之岸。破船溺死者衆。朝廷猶頻迷路、不饗放還。仍勅吉備海部直難波、送高麗使。
(ロ)秋七月乙丑朔。於越海岸、難波与高麗使相議、以送難波船人大嶋首磐日・狭丘首間狭、令乘高麗使船、以高麗二人、令乘送使船。如此互乘、以備紆志。俱時発船、至数里許、送使難波、乃恐畏波浪、執高麗二人、擲入於海。
(ハ)八月甲午朔丁未。送使難波、還来復命曰。海裏鯨魚大有、遮囓

船与楫櫂。難波等、恐魚吞船、不得入海。天皇聞之、識其謬語、駭使於官、不放還國。

(イ)三年夏五月庚申朔甲子。高麗使人、泊于越海之岸。

(ロ)秋七月己未朔戊寅。高麗使人、入京奏曰。臣等去年相逐送使、罷歸於國。臣等先至臣蕃。臣蕃即准使人之礼、礼饗大嶋首磐日等。

高麗国王、別以厚礼、礼之。既而送使之船、至今未到。故更謹遣使人并磐日等、請問臣使不来之意。天皇聞、即數難波罪曰。欺誑朝廷、一也。爾殺隣使、二也。以茲大罪、不合放還、以斷其罪。

(イ)冬十月戊子朔丙申。遣蘇我馬子大臣於吉備國、增益白猪屯与田部。即以田部名籍、授白猪史胆津。

(ロ)戊戌。詔、船史王辰爾弟牛、賜姓為津史。

十一月。新羅遣使進調。

(イ)二月丁亥朔。馬子宿祢大臣、還于京師、復命屯倉之事。

(イ)は原四年二月壬辰朔条)

高麗使節に関する記事の日付干支を見ると、欽明紀には(イ)三一年四月乙酉条から(ロ)三二年三月是月条までの六条で、日付干支があるのは(イ)と(ロ)三二年七月壬子朔条の二例あり、記載率は三三%、敏達紀では(イ)元年五月壬寅朔条から(ロ)秋七月条までの四条中(イ)五月壬寅条と(ロ)同丙辰条の二条で、記載率は五〇%、合計十条中四条で四〇%となる。この比率は、欽明紀全体の三五・一%、敏達紀全体の五七・一%に近いが、白猪史関係記事とした欽明紀(A)から(イ)の八〇%、敏達紀(F)から(I)までの四条一〇〇%、合計八八・九%よりもかなり低い。所屬が問題の(イ)敏達紀元年五月丙辰条を除くと、白猪史関係記事には比率の変化がほとんどなく(A)から(イ)が八条になるため全体が八七・五%に上昇するのみである。高麗使節関係記事では、敏達紀が三条となり日付干支も一条減って三三・三%と欽明紀と一致し、全体も同じ三三・三

％の比率となる。

日付干支の記載率から見ると、高麗使節関係記事は欽明紀と敏達紀の全体傾向に近く、特殊性はない。また、(ウ)敏達紀元年五月丙辰条は、白猪史関係記事の中では問題とならないが、高麗使節関係記事の中では、その存在が日付干支記載率を高めているので、異質と言える。これを除くと、高麗使節関係記事では、欽明紀の部分と敏達紀の部分において、記載率が等しくなることに注目しておきたい。

日付干支が無い記事は、白猪史関係記事では(イ)欽明紀三一年四月条のみで、年内二条の例であり、(ロ)同年正月辛卯条の詔が実行された結果を記している。九条中の一条で一・一％、(ウ)を除いても一・二・五％である。高麗使節関係記事では、(イ)欽明紀三一年四月条・(ロ)同五月条・(ウ)同七月条・(エ)三二年三月是月条・(オ)敏達紀元年六月条・(カ)同七月条と十条中六条もあり六〇％、(キ)を除くと六六・七％となる。しかも、白猪史関係記事には一例もない「是月」が三条もあり、前条の結果になっている。月名を記すものは、局面の小さな転換を示している、(イ)の場合と異なっている。

同月二条の例は、高麗使節関係記事では欽明紀の(イ)と(ロ)三一年四月、敏達紀では(イ)と(ロ)の元年五月で二条とも干支があるのは全四例中一例で、(ウ)を除くと例外は無くなる。白猪史関係記事では、敏達紀元年の(ウ)と三年十月の(イ)・(ロ)のみで共に干支がある。高麗使節関係記事の中に(ウ)敏達紀元年五月丙辰条を置くと、四例中一例の異例を生ずるが、白猪史関係記事に入れば類例が倍になる。この条が高麗使節関係記事中で異質なことは、ここにも表れている。

目を転じて、(ウ)敏達紀二年五月戊辰条から(イ)同三年戊寅条までの五条は、全条に日付干支がある。これを上の高麗使節関係記事に加える

と、全体で日付干支記載率は五三・三％、(ウ)を除くと五七・一％に上り、敏達紀のみでは七五％と七一％に達し、欽明紀のみの三三％と比較すると異質な高さになる。記載率一〇〇％は、白猪史関係記事敏達紀の四条、または(ウ)を除く三条共に一〇〇％に等しく、比率の高い敏達紀の中でも、共に特殊性を示している。

また、(イ)から(ロ)に至る十条では、日付干支を持つ(イ)・(ロ)・(ウ)の三条は大きく場面が転回する始めにある。(ウ)は高麗使節漂着の報告で、その後越にいた使節が近江に入る記事が(イ)、相楽館滞在中の高麗使節を翌年敏達天皇が想起するのが(ロ)である。これに倣えば、(イ)の漂着と翌年の来朝(ウ)のほかに、日付干支は不用である。「書紀」編者の日付干支に関する態度は(イ)から(ロ)に至る十条と(イ)から(ロ)に至る五条では全く相違し、後者は(イ)から(ロ)に至る九条の場合に類似している。

内容についても、(イ)において高麗使節放還の送使となった「吉備海部直難波」は、(イ)七月乙丑条で高麗使節二人を殺害し、(ロ)八月丁亥条で虚偽の報告をして天皇に疑われ、翌年(イ)五月甲寅条に来朝が記される使節により、(ウ)七月戊寅条で犯罪が露見し処罰されるがこの使節の帰国記事は欠けている。人名の表記も、(イ)の「大嶋首磐日」は(イ)でも繰返されているが、(イ)の「吉備海部直難波」は(イ)・(ロ)・(ウ)の三条共に「難波」と省略され、(イ)から(ロ)までの五条の主役となっている。

(イ)には「朝廷猜類迷路」と二度目の難船漂着としているから、(イ)から(ロ)までの十条に続くが、この文言は「書紀」の編者が一連の不祥事と考へて附加したものらしく、高麗使節の来朝が主題ではなく、それを背景とした難波処罰の顛末を記した記事である。もしこの五条と、白猪史関係記事の(イ)から(ロ)までの四条を敏達紀から除くと、二年全部が無くなり、三年十一月条を遺すだけとなる。

日付干支の有無を見ると、「書紀」編者は空白を埋める為に、後か

ら難波処罰記事と白猪史関係記事を挿入し、周辺記事との調整を施したと考えられる。「書紀」の原稿に古く立てられ記事には、日付干支の使用は無かったかまたは少なく、新しく補入された記事には多いと思われる。(4)から(7)までの五条は、(7)から(4)までの高麗関係記事と区別されるべき記事である。

小島憲之氏は、『日本書紀』の雄略紀から欽明紀までを、漢籍の語句を利用した潤色の著しい諸巻としておられる。(7)欽明紀三一年四月乙酉条の詔はその例である。「至徳魏魏」と「洪恩蕩蕩」は、『葉師寺東塔椽銘』にも「魏魏蕩蕩」とあり、菽田嘉一郎氏の指摘によると『論語』秦伯篇に典故をもち、唐代の金石文にも用例がある。(34)この詔の前半「尚全性命」までは、江沼臣淳代の奏言を繰返し、上記二句を含む「蕩々者哉」はいわゆる美辞麗句のみで実質的な意味を持たず、「朕」以下を省略して「有司」から始めても意味は通じるので、『書紀』編者が挿入した文飾と考えられる。

(4)敏達紀元年五月壬寅朔条の「天皇聞之、傷惻極甚、愀然而歎曰、非哉、此使人等」は、欽明紀までと比べて潤色度の薄い敏達紀にも、「金光明最勝王經」捨身品の虎に食われた王や王夫人の歎きの記事に通じるものがあるとされる部分⁽³⁵⁾である。これを省略しても文意は通じるから、やはり編者の文飾で、『最勝王經』によることが確実であれば、道慈が将来した養老二年(七一八)以後に施されたことになる。この二条は、高麗使節来朝記事中で、日付干支がつけられた場面転換の三条中にあることも注目されよう。干支の記入と文飾の挿入には相関があると考えられ、共に完成直前のことであるらしい。また、この二例は坂本太郎氏が、旧辞風の国語脈がまさった文体に加えられた潤色⁽³⁷⁾といっておられる例とすることができよう。

(7)(F)敏達元年五月丙辰条は、この二例と同じように、文飾が多いと

見られようが、省略できるような無意味な附加と考えられる部分はない。先にふれた『続日本紀』延暦九年(七九〇)七月辛巳条に見える津連真道等の上表には、この条の大意をまとめた後に、「勅哉辰爾」から「不及辰爾」までをほとんどそのまま、省略四字・顛倒二字のみで引用している。『続日本紀』前半二〇巻編纂の代表者となった菅野朝臣真道が、自己の改姓を願う上表に引用したほどであるから、この条の文章が名文あるいは達意の文であると、八世紀末になっても評価されていたと言える。坂本氏の指摘のように、編者があまり手を加えなかった、初めから漢文的に書かれた資料とされる材料から立てた記事⁽³⁶⁾と考えられるので、高麗使節関係記事とは異っている。

この条では、王辰爾と共に高麗使節が持参した「表疏」が重要な役割を持っている。しかし、「表疏」は他に(4)欽明紀三二年三月是月条に「表」が見えるのみで、表記が異なると共に、高麗使節関係記事の中で重要視された形跡はない。しかも、越に漂着して郡司に欺かれ、それが争の原因となって大使が殺害されたという一連の記事の中に、誰にも読めない難解な「表疏」、読めないように書かれた鳥の羽の「表疏」が登場するのは、この条の異和感を強めるものである。これまでに検討した諸点を総合すると、(7)(F)敏達紀元年五月丙辰条は、『日本書紀』の編者が適当と判断した位置に配列されているのであって、(7)から(4)までの高麗使節関係記事の材料に含まれていたものではない。「船史祖王辰爾」が関連を示している白猪史関係記事の材料であったと考えるべきである。

五、白猪史関係記事の材料

これまでの考察によって、『日本書紀』の(A)欽明紀十四年七月甲子条から(I)敏達紀四年二月壬辰朔条までの九条の記事は、白猪史関係記

事として一群のものと理解できる。その上では、『書紀』の材料となつた原史料の復原を実施しなくてはならないが、それにはなお紙幅を要するので、材料記載の順序と原史料の成立期を考えて一応の結論としたい。

原史料の始には、(F)敏達紀元年五月丙辰条があつたとするのが適当である。(A)欽明紀十四年七月甲子条に、王辰爾が初見されるが、彼について何の説明もない。(B)十六年七月壬午条の警弓、(C)十七年七月己卯条の瑞子は、「穂積磐弓臣」・「葛城山田直瑞子」と氏が記載されていて、その身許を示している。王辰爾と同じような内容を持つ「阿直伎」や「王仁」についても同様で、応神紀十五年八月丁卯条には、

百濟王、遣阿直伎、良馬二匹。

とあつて、阿直伎が百濟王の使者であるという身許を明かにし、次に、

即養於輕坂上廐。因以阿直岐令掌飼。故号其養馬之處、曰廐坂也。阿直岐亦能誦經典。即太子菟道稚郎子師焉。

と阿直伎の人物を説明した上で、

於是、天皇問阿直岐曰。如勝汝博士亦有耶。对曰。有王仁者、是秀也。

と王仁の説明があつて、次に、

時遣上毛野君祖荒田別・巫別、於百濟。仍徵王仁也。其阿直岐、阿直岐史之始祖也。

と、王仁来朝の発端と、阿直岐の氏姓を記している。次に十六年二月条に、

王仁来之。則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達。所謂王仁者、是書首等之始祖。

と、王仁の来朝とその氏姓を掲げている。来朝記事がない司馬達等の場合にも、初見の敏達紀十三年是歲条に「鞍部村主司馬達等」と氏姓

を記しているのは、上掲の警弓・瑞子、応神紀の「荒田別・巫別」と同様である。これに対し、王辰爾の登場は唐突といえる。

この奇異感を解消できるのは、(F)敏達紀元年五月丙辰条であつて、これを最初に移動させると、「爰有船史祖王辰爾」とあつて、登場の条件も備っている。また、欽明天皇は「近侍殿中」と命じているから、(A)で樟勾宮に行幸中の天皇が、蘇我稻目を通して、王辰爾に「数録船賦」を命じたことの伏線、王辰爾が天皇に近侍していたので行幸中にも下命に応じ得たこととなつていて、内容面でも二条の継起性を示している。さらに、(F)条は何人も解決できない困難な問題、「表疏」の読解を前にして、主役が華々しく登場する劇的な構成を持つているから、これが冒頭を飾るに相応しく、『書紀』の順序では印象が稀薄で、名文を飾る意味も少なくなる。用語と内容から、(F)は原史料の最初にあり、『書紀』編者が高麗使節の関係記事に入れるため後に送つたと考えられる。

(H)敏達紀三年十月戊戌条は、牛が津史になつたとするのみである。

笹川進二郎氏は、牛の事蹟が脱落したかと考えておられるが、解釈上の必要から内容を補うことはできない。この条は、馬子が白猪屯倉を増益した(C)三年十月丙申条と、帰京して復命した(1)四年二月壬辰朔条との間に置かれていて、前後の記事と緊密な関係を持っていない。もし(H)条を(A)条の後に置くと、王辰爾が「船長」に任せられ「船史」となつたことに関連し、「船史王辰爾弟牛」が船に関係する「津史」となつた理由が説明されることになり、牛の事蹟が脱落していると考えする必要もなくなる。そうすると、王辰爾の名が本文中に記載されている(F)・(A)・(H)の三条が始にまとまり、船史と津史の起源が説明された後は、白猪史と白猪屯倉に関係する(B)欽明紀十六年七月壬午条以下が続くことになつて、記事の筋道が明瞭なることにもなる。このよう

な見解が恣意武断と退けられたとしても、(1)条は単に津史の起源を示す附随的な記事で、その位置は不安定なものであることは承認されるであろう。

王辰爾については、先に船史が本来伝えていた人名で無いと考えた。津史についても附随的な記事である。九条の白猪史関係記事は、これまでに言われたように、「白猪史の家伝」または「白猪史の家記」を材料とするものである。井上光貞氏は、「白猪史の家伝」とされた後にも、これを「氏族伝承」と言っておられるから、伝承が文章化されたものと考えられたらしい。家記とすると、単に文章化したものはなく、何等かの意図を持って述作されたものであるが、これまでは明確な区別をすることなく使用されて来た。

九条の記事の材料は、明瞭の意図を持って著述された原史料であったと考えるが、この点に言及されたのは笹川氏のみである。笹川氏は、『書紀』天智三年(六六四)二月丁亥条に、

天皇命大皇弟、官増換冠位階名、及氏上・民部・家部等事。其冠有廿六階。(中略)其大氏之氏上、賜大刀、小氏之氏上、賜小刀。其伴造等之氏上、賜干楯弓矢。亦定其民部・家部。

に始る氏族政策が、「家記」の成立や潤色の編集と密接に関連すると思われれるとしておられる。これを背景としてではなく、端的に表現しているのが、『続日本紀』養老四年(七二〇)四月壬戌(十日)条で、改白猪史氏、賜葛井連姓。とある。

熊谷公男氏によると、『統紀』の改姓記事の多くは、改姓の情願を受理し勅許があった後に、式部省の位記・民部省の戸籍・治部省の譜第の訂正などの事務手続の執行を命じた太政官符の日付によって立てられている。少数の情願によらない改姓とは、皇親への編入や僧侶を

還俗させる身分の変更と、褒賞などの場合で、理由の記載と敍位を伴うものであるから、この場合は情願による多数例と考えられる。改姓を情願する場合、天皇に上表することが許されていたから、白猪史が改姓を願った時、その作文能力を尽した上表があった筈である。

『日本書紀』はさきの『統紀』の記事に続く養老四年(七二〇)四月癸酉(二二日)条に、

先是、一品舍人親王奉勅、修日本紀。至是、功成奏上。紀卅卷・系図一卷。

と完成が記されている。これより十一日前の条の白猪史改姓の記事は太政官符によって立てられている。改姓の勅許から太政官符発行までの期間は、九世紀の例ではあるが、二か月から四か月程度と、佐伯有清氏によって明らかにされている。この時の勅許も早ければ年頭の事であろうから、『書紀』の編者が勅許を得た上表の内容を入手し、それを材料として九条の記事を立てる余裕は存在したと考えられる。勅許を得た上表は、その内容の如何を問わず、立前上は全て真実とされるべきであるから、これを、『書紀』の編者が完成を目前とする『書紀』に、急いで採録したと考えることに支障はないであろう。

『日本書紀』の欽明紀十四年七月甲子条から、敏達紀四年二月壬辰朔条に至る九条の記事は、『続日本紀』養老四年(七二〇)四月壬戌条に見える白猪史が葛井連に改姓した記事の前提となる白猪史から提出された上表を材料としたもので、上表はそれ以前に成立していたと考えられる。その記載の順序は、

- (1) 敏達紀元年五月丙辰条
- (2) 欽明紀十四年七月甲子条
- (3) 敏達紀元年五月丙辰条
- (4) 欽明紀十六年七月壬午条

- (5) 欽明紀十七年七月己卯条
 (6) 欽明紀三〇年正月辛卯朔条
 (7) 欽明紀三〇年四月条
 (8) 敏達紀三年十月丙申条
 (9) 敏達紀四年二月壬辰朔条
- となっていたと推定される。
- 『書紀』の記事からの原史料復原、筆者の推定、主張の把握、記載事項の事実認定等、未完の作業はなお多いが、ひとまず筆を擱きたい。

註

- (1) 註8以下註10の諸論文参照。この他に管見に入った論考は左の通りである。
- 日野附「白猪屯倉」(『日本古代氏族伝承の研究』永田文昌堂刊)。
 八木充「田令管理のミヤケ」(八木編『古代の地方史』2山陰・山陽・南海編 朝倉書房)。
 直木孝次郎「吉備政権とヤマト政権」(上田・南波編『日本古代論集』笠岡書店・直木著『古代史の窓』学生社)。
 角林文雄「凡河内直と三島県主」(日本史論叢会編『論究日本古代史』学生社)。
 松原弘宣「難波津と瀬戸内支配」(『ヒストリア』第一〇〇号 大阪歴史学会)。
 黛弘道「大和國家の財政」(『律令國家成立史の研究』吉川弘文館)。
 平野邦雄「六世紀の國家組織」(『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館)。
- (2) 坂本太郎「記紀研究の現段階」(一九六三年史学会大会講演・『日本古代史の基礎的研究』上文獻篇 東京大学出版会)。
- (3) 津田左右吉「古事記及び日本書紀の新研究」岩波書店(津田左右吉全集)別巻第一 岩波書店)、『日本古典の研究』上・下 岩波書店(全集第一卷・第二卷)。
- (4) 坂本太郎「六国史」吉川弘文館、七八頁。
- (5) 福山敏男「飛鳥寺の創立に関する研究」(『史学雑誌』第四五卷第一〇号 史学会)・「飛鳥寺の創立」(『日本建築史研究』墨水書房)。
- (6) 水野柳太郎「仏本伝来記をめぐって」(『南都仏教』第四〇号 南都仏教研究会)・「聖德太子古伝の一例」(『聖德太子研究』第十四号 聖德太子研究会)・「道照伝考」(『奈良史学』第一号 奈良大学史学会)。
- (7) 井上光貞「部民史論」(『新日本史講座』古代前期中央公論社)、二三頁。「部民の研究」思索社、四八頁)。
- (8) 榮原永遠男「白猪・兎嶋屯倉に関する史料の検討」(『日本史研究』第一六〇号 日本史研究会)。
- (9) 角林文雄「白猪屯倉と兎嶋屯倉」(『ヒストリア』第七五号大阪歴史学会)。
- (10) 笹川進二郎「白猪史と白猪屯倉」(日本史論叢会編『論究日本古代史』学生社)。
- (11) 岸俊男「紀氏に関する一試考」(榎原考古学研究所編『近畿古文化論究』吉川弘文館)、四一四頁・(『日本古代政治史研究』塙書房、一〇〇頁)。
- (12) 註4参照。
- (13) 註7参照。
- (14) 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『日本古代の纂誌』同朋舎、一六八頁(東野治之氏執筆)・一九二頁。
- (15) 狩谷棧齋「古京遺文」(正宗敦夫編纂校訂『日本古典全集』狩谷棧齋全集 日本古典全集刊行会)、一二頁。
- (16) 井上光貞「王仁の後裔氏族と其の仏教」(『史学雑誌』第五四編第九号 史学会)、十五頁註二七・同十六頁註三〇 (『日本古代思想史の研究』岩波書店、四六〇頁・四六一頁)。
- (17) 註8、三頁。

- (18) 註9、十一頁・十七頁。
 (19) 註9、十七頁。
 (20) 註9、十七頁より二〇頁。
 (21) 註9、十九頁。
 (22) 註10、一五二頁・一六〇頁。
 (23) 註10、一七一頁。
 (24) 註9、十七頁。
 (25) 註4、二三頁。
 (26) 竹内理三編『甕楽遺文』中巻 東京堂、三八三頁・三八八頁。
 (27) 註26、三八五頁。
 (28) 註26、三八九頁。
 (29) 註5、『史学雜誌』八二頁・『日本建築史研究』一六七頁。
 (30) 佐伯有義編『増補六国史』日本書紀 朝日新聞社(名著普及会覆刻)。
 (31) 註30・『新訂増補国史大系』日本書紀 頭註参照。小川清彦「日本書紀の暦日に就て」(内田正男著『日本書紀暦口原典』雄山閣所掲)、三九二頁第二表・内田正男上記著書、七頁第三表。
 (32) 福山敏男「比蘇寺(現光寺)」(奈良朝寺院の研究)高桐書院(綜芸舎覆刻)、三四頁。
 (33) 小島憲之「上代日本文学与中国文学」上 塙書房、四六〇頁。
 (34) 藪田嘉一郎「日本上代金石叢考」河原書店、四一頁。
 (35) 註33、四六六頁。
 (36) 井上薫「日本書紀仏教伝来記載考」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館)、一九四頁。
 (37) 註4、七八頁。
 (38) 註4、七八頁。
 (39) 註10、一六一頁。
 (40) 註7。
 (41) 井上光貞『日本の歴史』3 飛鳥の朝廷 小学館、一六四頁。
 (42) 註10、一七〇頁。
 (43) 熊谷公男「位記と定姓」(『続日本紀研究』第一八三号 続日本紀研究会)・「治部省の成立」(『史学雜誌』第八八編第四号 史学会)。
 (44) 森田悌「上表と奏状」(『続日本紀研究』第二四〇号 続日本紀研究会)。
 (45) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」研究篇 吉川弘文館、三五九頁。

On the Description Relating to the *Shirai-no-fuhito* 白猪史
Family in “*Nihonshoki* 日本書紀”

Ryūtarō MIZUNO

Summary

“*Nihonshoki*” makes reference to the *Shirai-no-fuhito* family in its nineteenth and twentieth volumes. The historians, however, have not yet confirmed decisively which articles are related with the family, and where each article begins and/or finishes. As a result, their history has been left in vagueness.

The author, by analyzing precisely the descriptive form and contents of “*Nihonshoki*” will identify nine of the articles related with the family. And then he will conclude that these articles were based on the memorial which the family themselves had presented to the *Tennō* 天皇 before the compilation of “*Nihonshoki*”, and that the memorial had been written out by the early 720.